

番号	内容	関係条項
25	開発区域が複数の行政庁にわたる場合の開発許可について	法第 29 条第 3 項

開発区域が複数の行政庁にわたる開発行為の許可は、当該開発区域の属する行政区域を所管する各々の開発許可権者が行います。

たとえば、開発区域が福岡市（福岡市が行政庁）と粕屋町（福岡県が行政庁）にわたる場合は、福岡市長と福岡県知事がそれぞれ許可を行います。

開発許可の申請は、各々の長あてに同一のもので行う必要があります。申請があれば、それぞれの開発許可権者が、開発区域全体を勘案して、また許可権者同士で十分に連携をとりながら、審査を行います。許可処分あるいは不許可処分を行うときは同時に行います。